

よくある質問について(FAQ)

	質問	回答
1	申請書類は郵送してくれますか。	ホームページからのダウンロードのみです。個別の郵送は一切行っていません。必ずダウンロード可能期間内に印刷してください。
2	第 23 回以外の申請書類で提出していいですか。	受付できません。必ず、第 23 回用の申請書類で申請してください。過去の書類で提出した場合は返却します。
3	実務経験はいつからですか。	<p><u>免許登録日</u>からの年数になります。入職日ではありません。</p> <p>入職後が<u>免許登録日</u>の場合は<u>免許登録日</u>からの経験年数が必要となります。</p> <p>※実務経験証明書の証明日時時点で経験年数が 1 日でも満たしていない場合は申請が出来ません。また、証明日以降の見込み期間の証明は出来ません。(未来の証明は経験年数には含みません。)</p>
4	実務経験証明書は以前に勤めていた勤務先と合算することは出来ますか。	可能です。但し経験年数証明書は 1 施設につき 1 枚の証明書が必要です。現在の勤務先で、過去に勤務していた施設の期間を合算しての証明は出来ません。必ず、 <u>勤務している</u> 又は <u>勤務していた</u> 施設ごとに証明書を記入してもらってください。
5	<u>看護師で 1 年、准看護師で 3 年以上の経験があります。</u> 看護師として申請することは出来ますか。	看護師免許登録日から 2 年以上の経験年数を満たしていないため、看護師での申請は出来ません。 <u>准看護師</u> として申請をしてください。実務経験証明書も准看護師としてもらってください。
6	<u>看護師で 1 年、准看護師で 2 年の経験があります。</u> 申請することは出来ますか。	看護師での 1 年を准看護師の経験年数に合算し、 <u>准看護師</u> として申請することができます。実務経験証明書も准看護師としてもらってください。(准看護師免許証の写しが必要です)

よくある質問について(FAQ)

	質問	回答
7	アルバイト勤務で受講資格はありますか。	フルタイムで勤務している方と同じ勤務体制であれば受験資格はあります。
8	現在、施設で働いていません。 受講資格はありますか。	過去に働いていた施設で実務経験を証明していただければ大丈夫です。
9	要件の 12.5 点はいつまでに取得すればいいですか。	申請書類を提出するまでに取得出来れば大丈夫です。 必ず申請書類と一緒に 12.5 点以上を取得していることを証する受講証・修了証等を A4 サイズの用紙にコピーして同封してください。
10	12.5 点以上を取得していることを証する受講証・修了証等を紛失してしまいました。	必ず、受講証・修了証等の提出が必要です。お手元に無いと申込みをすることは出来ません。受講した主催者へ再発行が可能か確認してください。
11	12.5 点以上を取得していることを証する受講証・修了証等に記載されている氏名が旧姓です。	受講証・修了証等に旧姓であることを記載してください。
12	過去の書類を紛失してしまいました。	過去の書類(審査結果通知書、受講票等)を紛失した場合は、その詳細(年度、回数、受講・受験等の状況)を分かる範囲で明記したメモを同封して下さい。
13	資格を証する免許証と氏名が違います。 何か必要ですか。	戸籍抄本の原本が必要となります。
14	資格を証する免許証を書換え中です。 何を提出すればいいですか。	書換交付申請書又は再交付申請書を A4 サイズの用紙にコピーして提出してください。 ただし、書換交付申請書又は再交付申請書には <u>免許取得日</u> と <u>免許登録番号</u> の記載があることを必ず確認してください。

よくある質問について(FAQ)

	質問	回答
15	顔写真付き本人確認書類がありません。	顔写真付きの本人確認書類の提出が出来ない方はお申込み出来ません。
16	顔写真付き本人確認書類は拡大コピーが必要ですか。	運転免許証等のカードサイズの証明書は、顔写真が鮮明であれば原寸でも拡大しても構いません。A4 サイズの用紙にコピーしてください。
17	実務経験証明書の証明は誰からもらえばいいですか。	必ず、医療施設の長、もしくはその母体を管理する長に証明してもらってください。病院長、理事長等になります。(事務長、看護部長は不可)
18	実務経験証明書はすべて自分で記入していいですか。	申請者氏名、現住所、生年月日はご本人で記入して結構です。それ以外は必ず証明者に記入してもらってください。
19	実務経験証明書の公印がよくわかりません。	医療施設で証明書を作成する際に、押印する印鑑のことです。 <u>病院長に証明していただいた場合は、●●病院あるいは○○病院長といった角印(丸印)を押印してください。</u> <u>理事長に証明していただいた場合は法人印で押印してください。</u>
20	公印がありません。	クリニック等の医療施設で公印のない施設は、院長私印での証明でも認められますが、余白に必ず <u>院長私印が公印である旨を記載してください。</u>
21	定員に入れなかった時はどうなりますか。	『受取拒否』で書類を返却いたします。 定員超過になった時点でホームページにてお知らせします。
22	特定記録郵便の控えで配達状況が確認出来ますか。	郵便局ホームページの追跡サービスで配達状況の確認ができます。 https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/ 注意：追跡サービスで最終的な配達状況を確認いただけるのは、差し出し日から約3日後になりますので、日にちをおいてお試しください。

